

■保険料の計算方法

$$\text{保険料額} = \text{均等割額 } 45,761\text{円} + \text{所得割額 } (\text{総所得金額等} - 330,000\text{円}) \times 0.09$$

■保険料の減額

- ① 世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者と世帯主の所得金額の合計が33万円以下の方 → **均等割額を8.5割減額 (6,864円)**
- ② ①の方のうち、世帯内の後期高齢者医療被保険者全員が、年金収入80万円以下で、他の所得がない世帯の方 → **均等割額を9割減額 (4,576円)**
- ③ 総所得金額等が33万円を超え、33万円+(26万円×世帯の被保険者数)以下の世帯 → **均等割額を5割減額 (22,880円)**
- ④ 総所得金額等が33万円を超え、33万円+(47万円×世帯の被保険者数)以下の世帯 → **均等割額を2割減額 (36,608円)**
- ⑤ 後期高齢者医療制度に加入する直前は職場の健康保険などの被扶養者であった方 → **均等割額を9割減額 (4,576円)**
※所得割は賦課されません
- ⑥ 後期高齢者医療制度の被保険者本人の所得金額の合計から33万円を引いた額が58万円以下の方 → **所得割額を5割減額**

平成27年度後期高齢者医療保険料が決定します

7月に、「後期高齢者医療制度の被保険者医療保険料納付通知書」および「後期高齢者医療保険料納付通知書」を送付します。
※対象者には個別に通知

◆保険料の計算方法

保険料額は、一人ずつ均等に負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計額です。
なお、一人あたりの上限額は57万円です。

◆保険料の減額

4月1日現在の世帯状況において、「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の総所得金額などの合計額により、均等割額・所得割額の減額が判定されます。

ただし、年金所得については、特例として、さらに15万円を控除した額で判定されます。

◆保険料の支払方法

年金からのお支払い（特別徴収）や口座振替または納付書（普通徴収）でお支払いください。口座振替でお支払いいただく場合は、市役所で手続きが必要です。お問い合わせください。ただし、年金の額が年間18万円以下の場合、もしくは介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、口座振替または納付書によるお支払いとなります。

◆保険料の納期

●特別徴収
平成25年の所得で仮算定した保険料を4月・6月・8月、平成26年の所得で本算定した保険料を10月・12月・2月の年金からお支払い

●普通徴収

7月から翌年2月までの計8回で納付（7月から9月までは普通徴収、10

月からは特別徴収となる場合があります）

▼保険年金課

☎23局3514 FAX23局0180

後期高齢者医療制度の保険証を更新します

現在、皆さんがお持ちの保険証の有効期限は7月31日です。8月1日から使用していただく保険証を、7月中旬から下旬にかけて、簡易書留郵便でお送りします。（簡易書留郵便は、受け取る際に押印または署名が必要です。）

配達時に不在の場合、郵便受けに案内が入りますので、郵便局支店へ再配達依頼をしていただくか、直接受け取りに行ってください）

住民登録地と異なる場所への保険証の郵送を希望する場合は、あらかじめ申請する必要があります。印鑑と身分証明書をご持参のうえ、保険年金課へお越しください。

保険証の色が、オレンジ色から若草色に変わります。8月1日以降に医療機関へ受診する際は、必ず新しい保険証を医療機関の窓口提示してください。

※詳しくはお問い合わせください。

▼保険年金課

☎23局3514 FAX23局0180